



平成 26 年 3 月 11 日

国 土 交 通 省

都 市 局

まちづくり推進課

都市再生特別措置法に基づく民間都市再生整備事業計画の認定について

((仮称) 大船渡温泉新築工事)

都市再生特別措置法第 63 条第 1 項の規定に基づき、平成 26 年 2 月 20 日付けで株式会社海楽荘から申請のあった民間都市再生整備事業計画について、同法第 64 条第 1 項の規定により認定しました (内容等については別紙参照)。

[参考] なお、計画の認定を受けた民間事業については、次の措置を活用できることとされています。

- ・ 民間都市開発推進機構による金融支援 (同法第 71 条)
- ・ 市町村協議会への協議 (同法第 72 条) 等

<本件に対する問い合わせ先>

国土交通省 都市局 まちづくり推進課 担当：本村、長谷川

電話：03-5253-8111(代表)(内線 32-542、32-533)

03-5253-8127(直通)

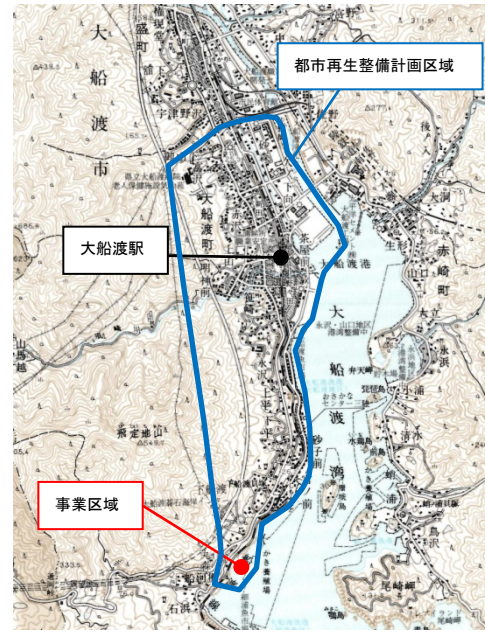
F A X : 03-5253-1589

民間都市再生整備事業計画の内容の公表

1. 認定した年月日 平成 26 年 3 月 11 日
2. 申請事業者の名称 株式会社海楽荘
3. 都市再生整備事業の名称 (仮称) 大船渡温泉新築工事

4. 都市再生整備事業の目的

本事業は、東日本大震災の津波により大きな被害を受けた大船渡市において、温泉施設を備えた宿泊施設を整備することにより、復興工事等によって生じている宿泊場所の不足等の状況を改善するとともに、宴会場、日帰り温泉、産地直売所等の併設により地域住民の憩いの場と新たな観光拠点を創出し、もって震災の復旧・復興、ひいては将来に向けて大船渡の魅力を高めることを目的とする。



5. 事業施行期間 平成 25 年 10 月 2 日
 ~ 平成 26 年 6 月 30 日

6. 整備事業区域

- (1) 位置 岩手県大船渡市大船渡町
 字丸森 18 番 1 の一部 他
- (2) 面積 17,051.54 m²
 ※本事業の用に供する事業区域面積

7. 建築物及びその敷地並びに公共施設の整備に関する事業の概要

(1) 建築物の建築面積等

建築物番号	階数	建築面積	延べ面積	敷地面積	延べ面積の敷地面積に対する割合	建築面積の敷地面積に対する割合
1	地上5階 塔屋1階 地下1階	2,068.50m ²	4,584.58m ²	18,349.96m ²	24.98%	11.27%
合計		2,058.50m ²	4,584.58m ²	18,349.96m ²	24.98%	11.27%

(2) 建築物構造、設備及び用途

- ・ 構造 鉄骨造 一部鉄筋コンクリート造
- ・ 設備 電気設備、給排水設備、空調設備、昇降機設備、浄化槽設備、消火設備、非常用照明設備、入浴加温・ろ過設備等、その他防災設備等
- ・ 用途 ホテル

(3) 公共施設の種類・規模等

- ・ 緑地 455.60 m²

7. 事業経緯

平成 25 年 10 月 2 日 工事開始

平成 26 年 6 月 30 日 工事完了

■ 事業スケジュール

平成 25 年度						平成 26 年度		
10	11	12	1	2	3	4	5	6
←			建物新築工事			→		
着工								竣工

■ 外観イメージ



■ 概要図

